



ガス給湯暖房機の販売事業者の皆様へ



○ PSマークの対象製品に追加

PSマークの例



(都市ガス)



(LPガス)

ガス給湯暖房機を「ガス事業法」、「液化石油ガス法」の規制対象品目であるガス瞬間湯沸器に含める法令改正が行われました。

製造事業者及び輸入事業者は、国が定めた技術基準を満たした上で、**PSTGマーク**又は**PSLPGマーク**を表示したものでなければ販売できません。

販売事業者はこのマークが**表示されていることを確認**した上で販売していただくことになります。

○ 長期使用製品安全点検制度の対象製品にも追加

ガス給湯暖房機のうち屋内に設置されるものは、「消費生活用製品安全法」の特定保守製品である屋内式ガス瞬間湯沸器に含まれます。

製造事業者及び輸入事業者は、**設計標準使用期間などの表示**を行うとともに、**必要な書面や所有者票などを添付**しなければ販売できません。

販売事業者等は、製品を引き渡す際に、**点検・保守についてや所有者情報の提供の必要性などについて取得者へ説明**しなければなりません。

○ 規制の開始

平成23年7月1日から改正省令が施行されました。

なお、平成23年6月30日までに製造又は輸入されたガス給湯暖房機には、法令の適用はありません。

【問い合わせ先】

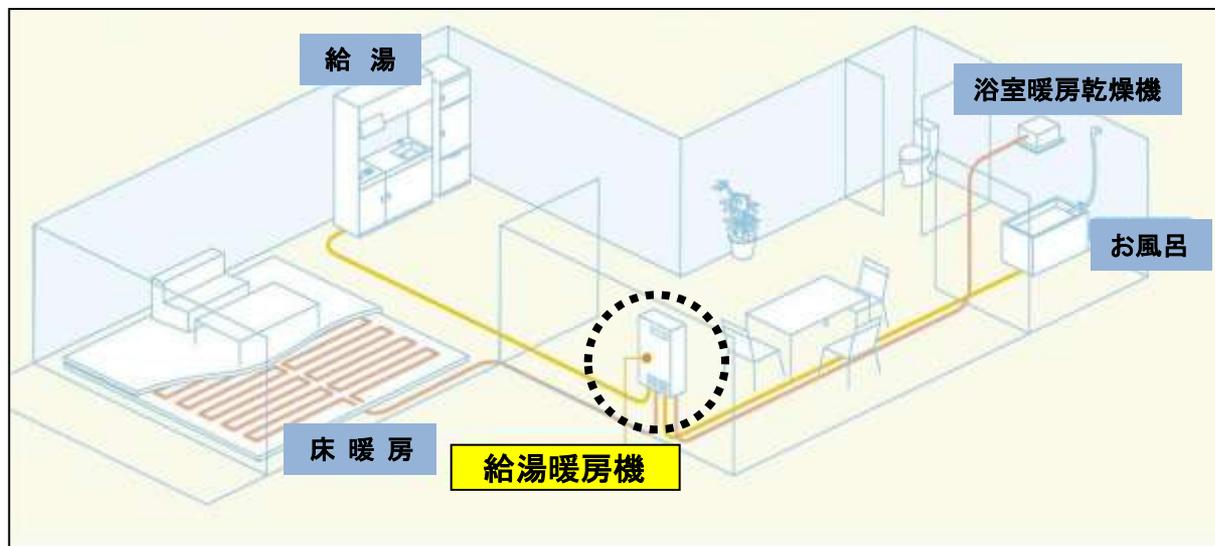
経済産業省商務流通グループ製品安全課

TEL 03-3501-4707 FAX 03-3501-6201

http://www.meti.go.jp/product_safety/producer/shouan/gasu_shitei.htm

1. PSマークの対象製品となるガス給湯暖房機について

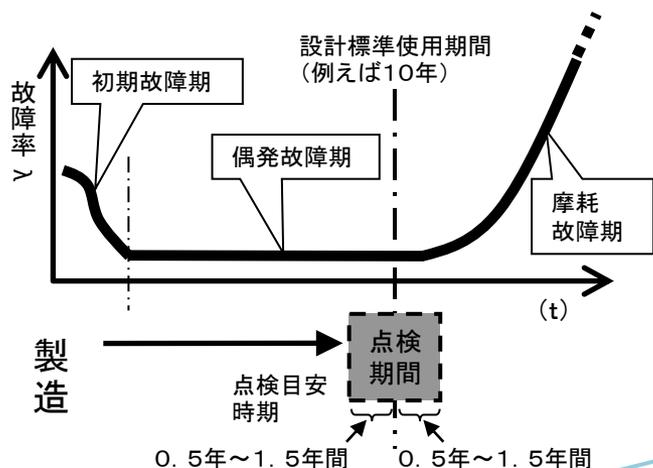
- ◆ガス給湯暖房機は、通常の給湯機能に加え、ふろの追い焚き機能や温水を循環させ床暖房、浴室乾燥などに利用するもので、熱源機とも呼ばれている。
- ◆近年ではミストサウナへの利用など循環温水の活用の幅が広がってきており、また、省エネ性能が高い潜熱回収型など、普及が進展。
- ◆規制対象は、**ガスの消費量が70キロワット以下のもの**。
- ◆技術基準は、機能や構造がガス瞬間湯沸器と類似しているため、**ガス瞬間湯沸器とほぼ同じ**。
- ◆長時間の連続運転が想定されるため、**開放式のもの**は認められていない。



2. 長期使用製品安全点検制度の対象となるガス給湯暖房機について

- ◆この制度は、製造・輸入事業者が、設計標準使用期間に応じて、所有者情報の登録された住所に「点検期間」を通知し、消費者の求めに応じて、点検、修理を有償で行う制度。
- ◆販売事業者等や関連事業者は、設計標準使用期間が製品を安全に使用できる期間の目安であることや、所有者情報のメーカーへの登録、設計標準使用期間が近づいたときの点検の必要性などを取得者に対して製品の引渡し時に説明。
- ◆対象に追加される給湯暖房機は、**屋内に設置されるもののみ**。

設計標準使用期間の考え方



製品本体の表示のイメージ

特定保守製品

1. 特定製造事業者等名
株式会社ABC
〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町**
2. 製造年月 20XX年XX月
3. 製造番号 XXXX-XXXXXX
4. 設計標準使用期間 $\Delta\Delta$ 年
5. 点検期間 20XX年XX月～20XX年XX月
6. 問合せ連絡先
株式会社ABC お客様相談センター
0120-XX-XXXX

遠隔操作装置の表示のイメージ

特定保守製品

1. 特定製造事業者等名 株式会社ABC
2. 設計標準使用期間 $\Delta\Delta$ 年
3. 問合せ連絡先
株式会社ABC お客様相談センター
0120-XX-XXXX

※製造年月、製造番号、点検期間については製品本体に記載

遠隔操作装置
(リモコン、
タッチパネルなど
添付する例)

3. 改正省令の施行日等について

○ 改正が行われた省令

- ・ガス用品の技術上の基準等に関する省令
- ・液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令
- ・経済産業省関係特定保守製品に関する省令

公布：平成22年11月1日
施行：平成23年 7月1日

○ 改正が行われた解釈通達

- ・ガス事業法の運用等について(ガス用品関係)
- ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について

適用：平成23年 7月1日

○ 規制されるガス給湯暖房機について

規制対象は、施行日以降に製造又は輸入されたものです。

改正省令の施行日(平成23年7月1日)前に製造又は輸入されたガス給湯暖房機については、その旨が証明できる場合に限り、引き続きマークのないものも販売できます。

製品安全施策については、
経済産業省HPトップページの
このアイコンをクリック

